様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和3年1月13日

□ **中止**

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	熊本市
4. 届出番号	23
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=6106

執行機関名　熊本市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	小集落改良住宅(熊本市小集落改良住宅条例(平成22年条例第80号)第1条の小集落改良住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1　第14の項 小集落改良住宅(熊本市小集落改良住宅条例(平成22年条例第80号)第1条の小集落改良住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第1条	熊本市小集落改良住宅条例(平成22年条例第80号)第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第2条　本市は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の小集落において住環境整備改善を図るため、小集落改良住宅を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		熊本市小集落改良住宅条例(平成22年条例第80号) 熊本市小集落改良住宅家賃・敷金の減免及び徴収猶予事務取扱要綱 公営住宅法施行令